



ふるさと加茂かるた大会 (2月3日)

主
な
内
容

- 小池市長の市政報告 21
- ・ 加茂市の財政状況は良好、健全です 24
- ・ 後期高齢者医療広域連合について 58
- ・ 小学校6年まで入院医療費が完全無料 9
- ・ 50歳以上の前立腺がん検診を実施 10
- ・ 光ファイバーサービスを市内全域へ 11
- H18年の火災・救急・交通事故の記録 1213
- 加茂の風土記 16

市政報告 その一

加茂市長 小池清彦

加茂市の財政状況は、極めて良好であり、健全です。

加茂市は、これまで、自分の金は極力使わず、国と県の金を大量に使わせていただいて、豊かな市政を運営してきたところがあります。したがって、加茂市の財政状況は、極めて良好であり、健全です。

市政の高い水準を落としてしまえば、話は簡単なのですが、市政の高い水準は堅持して、しかも、良好な財政状況を維持することが極めて重要であります。

したがって、加茂市の財政状況が良好であり健全であることを全く理解せず、

「加茂市を夕張市にするな」などと事実と正反対のことを言い立てることは、加茂市の財政状況が良好で心配がないのに、加茂市の福祉、児童福祉、健康施策、教育、スクールバス、商工業支援、農業支援、諸団体に対する補助金等の日本のトップクラスの水準を落として低い水準のまちにして、市民の皆様お一人おひとりを不幸にせよと言っていることなのであります。極めてお話にならない、ひどい考え方なのであります。

平成十九年度当初予算（案）における加茂市の財政状況は、極めて良好であり、健全であります。

公債費比率から国の負担分を除いた加茂市の負担分を示す指標である起債制限比率は一一・九%という理想的な状態であります。一応の注意ラインである一五%に比べ、少し低過ぎるくらいであります。

特別会計も含んだ起債制限比率ともいう

べき実質公債費比率は一四・六%で、これまた理想的な状態であります。一応の注意ラインである一八%を大きく下回っております。

市債残高は、その大半が国の負担分であって、加茂市の負担分は少ないのですが、そうした国の負担分を含めての市債残高も平成十年度に最高百四十六億円あったものが、平成十九年度末には百十九億円に減ります。しかも、この百十九億円のうち加茂市が負担する分は四十八億円に過ぎません。残りの七十一億円は、すべて国が負担してくれる分であります。

加茂市の借金即ち市債残高のうち、加茂市が負担する分は、私が着任した当時の平成七年度末が八十億円、平成十年末八十一億円、十七年度末五十八億円、十八年度末五十億円、十九年度末四十八億円と、九

年間に四〇%も減りました。
経常収支比率は、一〇三・四%で、これ

が高いということは、福祉や教育や産業の支援に力を入れているまちであることを示し、また国の金を大量に導入しているまちであることを示しております。

なお、平成十八年度末の加茂市の貯金は、九億六千万円あり、豊かです。

このように加茂市の財政状況は、極めて豊かで、良好で健全でございまして、夕張市とは正反対の状況であります。

次に、今後の財政の見通しについて申し上げます。

現在の加茂市の財政指数については、先ほども述べましたように誠に良好であります。あとは団塊の世代の人たちが毎年何人退職しても一人か二人しか採用しないという政策と、起債償還額の減少により十八年度末に二億六千万円となっている毎年貯金を食う額を減らしていくこととなります。

もし、安倍内閣が平成二十年度以降に交付税の額を一切減らさなければ、この財政

赤字は十九年度も含めて三年後の平成二十一年度が最後となり、二十二年度にはプラスに転ずるものと思います。その時の貯金は、四億円くらいとなつていふと思ひますが、それ以後は、増えていくことになりません。また、その時の職員の人数は、平成十九年度の三百九人（うち公立保育園の保育士三十四人を含む）から三十一人くらい減つていふと思ひます。

しかし、安倍内閣が平成二十年度以後も地方交付税を減らすという、もはや政策の名に値しないひどい政策をとる場合は、さらに人員削減を続けることになりません。その時は、場合によつては貯金がゼロとなり、さらにはマイナスになるかもしれせん。しかし、その時は大部分の市町村の貯金がマイナスになつていふのでありまして、みな繰り上げ充用によつて翌年度の予算を食つて、やつていくことになりません。さらに人員削減を続けるという前提であれば、そ

れは許されることなのであります。したがつて、その場合は、人員削減と交付税の削減のイタチごつこが続くことになりません。その場合、加茂市は、いつまでもイタチごつこを続けることができず、内閣の方がつぶれることになると思ひます。

合併したまちは、これまで小泉・安倍両内閣によつて、地方交付税交付金を猛烈に減らされたうえに、合併後十年経つと、それから五年間に地方交付税交付金をさらに大幅にひどい時は半分くらいにまで減らされて壊滅的打撃を受けることになりません。

一方、合併しなかつた加茂市には、小泉・安倍両内閣によつて、全国一律に交付税を減らされたその被害は受けておりますが、それ以上減るといふことはありませんで、福祉、健康、教育、商工業支援、農業支援、諸団体に対する補助金等の水準は一切落とさずに豊かな市政を推進していくことができるのであります。

市政報告 その二

後期高齢者医療広域連合の運営 に、全市町村長が参画するようにす ることで決着しました。

現在の医療保険は、国民健康保険、社会保険、公務員共済等さまざまですが、平成二十年四月一日からは、七十五歳以上の人は、すべて後期高齢者医療保険に加入することになります。加入者の負担は、今のところ原則一割となつていきます。この年齢は、やがて七十歳まで引き下げられる方向だといわれています。

この後期高齢者医療保険では、各県ごとにすべての市町村によって構成される広域連合をつくり、七十五歳以上の人は全員がその被保険者となることになっています。

広域連合とは、市町村の連合体で、地方公共団体の組合の一つであり、後期高齢者の保険の業務について全権を持ち、市町村と同格のものであります。

したがって、この広域連合は、七十五歳以上の新潟県民全員の医療をつかさどるものであり、その運営が適切に行われるかどうか、七十五歳以上の全新潟県民の生命がかかってくることになります。

そこで八人の市町村長から成る準備委員会がつくられ、そこに事務局が置かれて、この準備委員会は広域連合の最高法規である「規約」の案をつくり、各市町村長がそれぞれの議会に提案いたしました。

この種の規約は、通常事務局が良識をもって、よく検討の上つくりまますので、その内容は、通常は的確なものとなっておりますから、私も安心して加茂市議会に提出したのですが、昨年十二月十四日の委員会の

席上で、その内容に大きな欠陥があることに気づき、提案を撤回いたしました。

実は、その規約案の内容は、

一 広域連合長は、関係市町村の長（注 新潟県の全市町村長）のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙する。

二 副広域連合長は、関係市町村の長のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

三 広域連合の議会の議員は、各関係市町村の議会において一人を選出する。

となつておりまして、広域連合長と副連合長を除いては、市町村長は一切参画しないことになつていたのであります。

保険料をはじめ、後期高齢者保険の重要事項は、すべて広域連合が決めるのに、そ

こに市町村長が参画しなければ、たちまちその事務局員すなわち官僚の独裁となりま

す。そこで私は、全市町村長が参与となつて参画して、重要事項を審議すべきことを強く主張いたしました。

結局、準備委員会会長の篠田新潟市長さん、副会長の渡邊聖籠町長さんと私の三人で折衝いたしました。

高齢者医療確保法では、十九年三月三十一日までに広域連合を発足させることになつておりまして、規約案では十九年三月一日をもつて広域連合が発足することになつておりましたので、私は、とにかく不完全な規約であつても三月一日に広域連合を発足させることには同意し、発足後速やかに規約を改正して、全市町村長を重要事項に参画させるべきことを主張いたしました。

その結果、私の主張が認められ、十九年二月二十二日、準備委員会会長の篠田新潟

市長さん、副会長の渡邊聖籠町長さんと私加茂市長が確認書に署名捺印いたしました。ここに至るまでの間には、副会長の渡邊聖籠町長さんの大きな御尽力と篠田新潟市長さんの御理解がありました。心から感謝申し上げます。

確認書の主たる内容は、次のとおりであります。

一 広域連合設立準備委員会会長及び副会長は、保険料率、収支予算などの重要事項を審議するため、規約に「全市町村長で構成する運営協議会を置く」という条文を追加するよう、設立される広域連合の連合長に具申し、なるべく速い機会に広域連合の構成市町村の議会に規約の一部改正（案）を提案するよう努力する。

二 加茂市長は、二月中のなるべく速い機会に、当初の広域連合の規約（案）を議

会に提案し、議決を得るものとする。

規約では、広域連合長が選任されるまでの間は、設立準備委員会の会長であった者が広域連合長職務執行者となることになっており、新潟の市長さんがその職に就きますので、連合長の選挙でも、おそらく新潟市長さんが連合長に選出されて、聖籠町長さんが副連合長に選任される公算が大きいだろうと思っております。そうなりますと、御本人たちが御本人たちに具申し、規約の改正（案）を提案するよう努力するのですから、規約はスムーズに改正されるものと考えております。

私たち三人で交わした確認書の全文を次に掲げます。

広域連合の規約(案)の同意についての確認書

- 1、 広域連合設立準備委員会会長及び副会長は、保険料率、広域計画の策定や収支予算、決算などの重要事項を審議するため、広域連合の規約に次の条文を追加するよう、設立される広域連合の連合長に具申し、なるべく速い機会に広域連合の構成市町村の議会に規約の一部改正(案)を次のとおり提案するように努力する。

(運営協議会)

第18条 広域連合に、その運営に関する重要事項を審議するため、関係市町村長で構成する運営協議会を置くものとする。

2 運営協議会の運営に関する事項は、条例で定める。

- 2、 加茂市長は、2月中のなるべく速い機会に市長の責任において、当初の広域連合の規約(案)を議会に提案し議決を得るものとする。

以上、協議の結果において確認する。

平成19年2月22日

広域連合設立準備委員会

会 長 新潟市長 篠田 昭 (署名) ㊟

副会長 聖籠町長 渡邊 廣吉 (署名) ㊟

加茂市長 小池 清彦 (署名) ㊟

市政報告 その三

本年四月一日から小学校六年まで、入院の医療費が完全無料になります。

通院は、今までどおり、小学校入学時まで、原則無料です。

加茂市は、県下二十市のトップです。

(県の水準)

子ども医療費の助成につきましては、本年十月一日から県の水準がアップされて、入院は、小学校六年まで原則無料となり、通院は三歳未満までが今までどおり原則無料、このたび第三子以降に限り小学校入学時まで原則無料となりました。

通院原則無料とは、月四回までは、診療を受けるたびに一回五百三十円ずつは支払うということでありませぬ。

また、入院原則無料とは、入院中毎日千

二百円ずつは支払い、毎日七百八十円(一食二百六十円)の食事代を支払うということとであります。

県の制度では、所得制限もありません。

県の制度の範囲においては、県がかかった医療費の半額を、加茂市が半額を負担することになります。

(加茂市の水準)

しかし、加茂市の制度は、県より進んだもので、所得制限はありません。そして、入院は、小学校六年生まで、完全に無料です。通院は現在のところ小学校入学時まで、すべての御子様は原則無料です。

また、県は、改善は本年十月からですが、加茂市は、四月一日からです。

平成十九年度予算案では、新潟県の負担額が八百五十七万円、加茂市の負担額は、四千四百十六万八千円となっております。

全力をあげて、御子様方を御支援申し上げます。

市政報告 その四

本年三月から五十歳以上の方の前立腺がん検診を実施いたします。

前立腺がん検診は、血液を少し採るだけでよい検診です。

加茂市では本年三月からこの検診を始めることといたしました。

検診料は五百円（七十歳以上は無料）です。本来二千円かかる検診ですが、加茂市が千六百元（七十歳以上は二千円の全額）を助成いたします。

第一回は、千三十人の方が検診を申し込まれました。三月二十六日、二十七日、二十八日のうち御都合のよろしい日に検診をお受けになることになっていきます。

この検診は、来年度以降も毎年行われま

すが、加茂市では、平成十九年度予算案に総額三百二十八万四千円の助成額を計上しています。

時間のかからない検査ですから、大勢の皆様が受診され、御健康を維持されますことを願っております。

市政報告 その五

インターネットの光ファイバーサービスが、昨年八月一日から西加茂全域で開始されましたが、本年二月一日から須田全域でも開始されました。

NTT東日本の数藤崇新潟支店長さんに、重ねて厚く御礼申し上げます。

一昨年十二月、数藤支店長さんをお願い申し上げ、協力を始めてから、わずか一年二カ月でここまでまいりました。

加茂市全域にその範囲が拡大されるようNTT数藤新潟支店長さんに協力しながら頑張ります。

加茂市では、市民の皆様から絶えず御応募をいただき、それを数藤支店長さんに御提示申し上げながらお願いを続けていきます。

市民の皆様には、常時御応募いただきまして、一日も早く加茂市全域にインターネットの光ファイバーサービスが広がりますよう、努力してまいりたいと存じます。

御応募の御連絡先は、市役所総務課情報政策係（電話五二一〇〇八〇内線三二七）です。

平成18年 火災・救急 交通事故 の 記録

加茂市で起こった昨年一年間の火災・救急出動・交通事故件数の記録がまとまりました。火災、交通事故では三年続けて人命が失われる結果となっています。もう一度、車の運転、火の取り扱いの安全確認をお願いします。

火災

加茂地域消防署管内（加茂市・田上町）の平成十八年の火災は五件で、前年（平成十七年・九件）



消防演習

と比べると四件少なくなりました。また、加茂市においての火災は二件で、前年より五件少なくなりました。

しかしながら、残念なことに尊い人命が失われる火災が加茂市（建物火災）と田上町（車両火災）でそれぞれ一件発生しました。これにより平成十六年から三年続けて死者を伴う火災が発生していることとなります。

火災は、わずかな気のゆるみから起こります。火の元には十分注意して、火の用心をお願いします。

救急

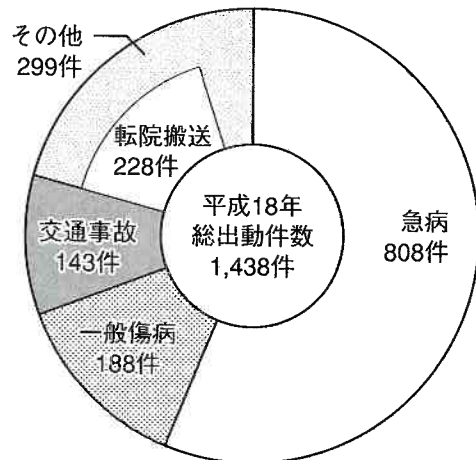
平成十八年の救急出動は千四百三十八件・搬送人員は千三百五十四人（加茂市・田上町）で、前年より出動件数で四十六件・搬送人員で五十六人の減少となりました。加茂市においての救急出動は千五十七件・搬送人員は九百九十八人です。

出動件数を一日当たりの平均で表すと約三・九件で、六時間十五分に一回の割合で出動していることになり、加茂市と田上町の住民

平成18年の火災発生状況

区分	平成17年		平成18年	
	加茂市	田上町	加茂市	田上町
出火件数	7件	2件	2件	3件
建物火災	5件	1件	2件	2件
全焼	12棟	2棟	4棟	0棟
損害額(万円)	8,432	526	3,147	65
人的被害				
死者	2名	0名	1名	1名
負傷者	0名	1名	0名	0名

平成18年救急出動の状況



三十三人に一人が救急隊によって搬送されたこととなります。事故種別では、急病が八百八件と最も多く、次いで一般負傷の百八十八件、交通事故の百四十三件と、以上の三種別で全出動件数の約四分の三を占めています。



消防演習

交通事故

平成十八年に加茂市内で発生した交通事故は五百二十七件ありました。物損事故（けがを伴わない事故）が四百一件、人身事故（けがを伴う事故）が百二十六件、また、人身事故に伴う傷者数が百四十人でした。平成十七年と比べると、事故件数、傷者数ともに減少しました。

一方、交通事故による死者は二人で、前年と同数となりました。

加茂市における交通事故は交差点事故が多く、全体の半分以上を占めています。一時停止交差点ではしっかりと止まって、はっきり確認しましょう。

110番・119番は 緊急通報専用電話です

110（事件・事故）119（火災・救急）は、緊急時のための電話番号です。
火災発生場所を知りたいときは、電話52-1233（テレガイド）でお知らせします。

シートベルトの着用徹底

新潟県のシートベルト着用率は、全国平均から見ても大変低くなっています。チャイルドシートにおいても依然として使用率は低い状況です。

シートベルトやチャイルドシートは、万一の交通事故のとき、その衝撃から体を守り、被害を軽減するために欠かせないものです。また、交通事故による衝撃は、運転席も後部座席も全く同じです。運転するときはもちろん、助手席、後部座席に乗る時もシートベルトを締めましょう。

高齢者の交通事故防止

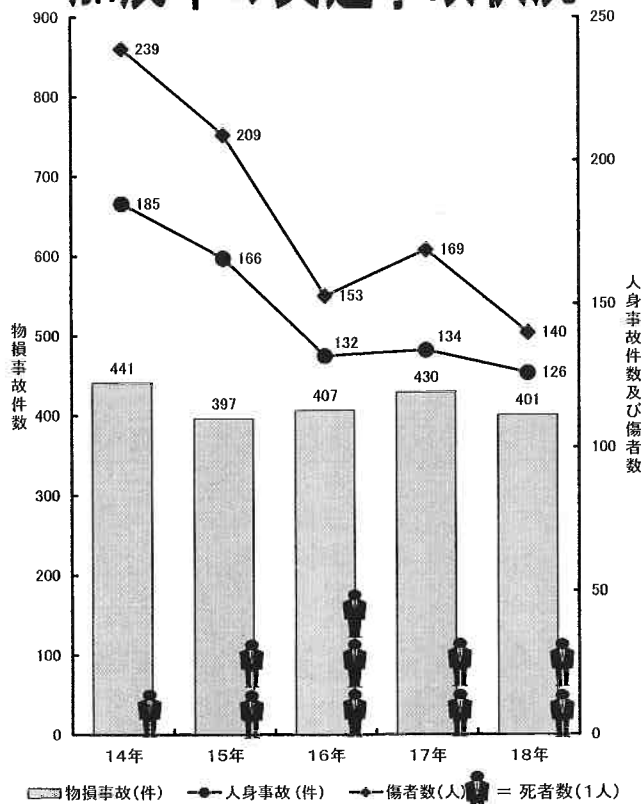
交通事故死者に占める高齢者の割合は年々増加しています。

高齢者の交通事故の特徴として、夕暮れから夜間にかけて、道路横断中における事故が多いことがあげられます。道路を横断する際は、横断歩道を渡ることはもちろんですが、車が接近しているときは車が通り過ぎてから横断しましょう。

主な事故別発生状況

違反別	平成18年
安全運転義務違反	51
前方不注意等	43
ハンドル・ブレーキ操作不適	6
その他	2
交差点安全進行	7
信号無視	8
歩行者妨害	5
一時不停止	9

加茂市の交通事故状況



自転車ラリー大会

加茂市職員の給与などのあらまし

毎年一回お知らせしている職員の給与は、効率的な市政が行われているかどうか判断基準の一つにさせていただき、これからもいっそうご協力が得られるようにとすることが目的です。

1 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 (B/A)	《参考》 16年度の人件費率
17年度	18年3月31日 32,225人	千円 12,093,653	千円 2,308,628	19.1%	19.3%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

2 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たりの給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
17年度	275人	1,086,024千円	143,112千円	428,422千円	1,657,558千円	6,027千円

(注) 1. 職員手当には、退職手当を含みません。
2. 職員数は17年4月1日の人数です。

3 職員の平均給料月額および平均年齢の状況（18年4月1日現在）

区 分	一 般 行 政 職		技 能 労 務 職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
加茂市	343,102円	42.8歳	292,574円	43.3歳
新潟県	357,549円	43.0歳	347,496円	46.9歳
国	328,477円	40.4歳	286,500円	48.4歳

4 職員の初任給の状況（18年4月1日現在）

区 分		市	新潟県	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	170,200円	176,800円	170,200円
	高校卒	138,400円	142,800円	138,400円
技能労務職	高校卒	135,600円	140,300円	-

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（18年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	276,800円	326,020円	378,540円
	高校卒	224,350円	282,200円	327,500円
技能労務職	高校卒	224,350円	267,500円	278,300円

6 特別職の報酬等の状況（18年4月1日現在）

区 分	給 料 月 額	期 末 手 当	区 分	報 酬 月 額	期 末 手 当
市長 助役 収入役	814,700円	6月期 1.6月分 12月期 1.75月分 計 3.35月分	議長	375,900円	6月期 1.6月分 12月期 1.75月分 計 3.35月分
	624,000円		副議長	311,100円	
	577,100円		議員	293,100円	

7 一般行政職の級別職員数の状況（18年4月1日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な 職務内容	主事補・技師補 主事・技師	主 事 技 師	副参事・係長 主任・主査 主事・技師	課長補佐 副参事 係長・主任	課 長 参 事 課長補佐	課 長 参 事	
職員数	2 ^人	18 ^人	81 ^人	25 ^人	38 ^人	24 ^人	188 ^人
構成比	1.1%	9.5%	43.1%	13.3%	20.2%	12.8%	100.0%

(注) 1. 加茂市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。(平成18年4月1日から6級制に変わりました)
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
3. 一般行政職には、水道事業職員、税務職員、看護師・保健師職、福祉職などを含みません。

8 職員手当の状況

期末・勤勉手当	退職手当				
	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	定年前早期退職特例措置	2%~20%加算
期末手当 勤勉手当	勤続 20 年	23.50月分	30.55月分		
6 月期 1.4 月分 0.725月分	勤続 25 年	33.50月分	41.34月分		
12月期 1.6 月分 0.725月分	勤続 35 年	47.5 月分	59.28月分		
計 3.0 月分 1.45 月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分	その他の加算措置	制度なし
				1人当たり平均支給額 定年・勸奨	21,723千円

- (注) 1. 職制上の段階、職務の級などによる加算措置が市・国ともにあります。
2. 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

特殊勤務手当 (17年度)	区 分	全 職 種	時 間 外 勤務手当	16年度	支給総額	87,785千円
	職員全体に占める手当 支給職員の割合	34.2%		職員1人当たり 支給年額	271千円	
	支給対象職員1人当 り平均支給年額	19,910円	17年度	支給総額	58,186千円	
	手当の種類(手当数)	22		職員1人当たり 支給年額	182千円	

(18年4月1日現在)

区 分	内 容	国の制度との異同
扶養手当	配偶者は13,000円、配偶者以外の扶養親族のうち2人まで各6,000円(扶養親族でない配偶者がある場合、そのうち1人は6,500円。配偶者のいない職員の場合は扶養親族のうち1人は11,000円)で、その他の扶養親族については、1人につき5,000円。満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子について、1人につき5,000円を加算。	同
住居手当	借家は月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、負担している家賃の額に応じて最高27,000円(家賃の額が55,000円以上の場合)まで支給する。 住宅を新築・購入した場合5年間は2,500円を支給する。	同
通勤手当	交通機関(バス・電車)利用者は、負担している運賃の額に応じて最高55,000円まで支給する(定期券の場合は通用期間ごとに支給)。 交通用具(自動車等)利用者は片道の通勤距離に応じて2,000円から最高24,500円まで支給する。	同

9 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

区 分	職 員 数			平成18年度の職員数の増減状況	
	平成17年	平成18年	増減数	主 な 増 減 理 由	
一 般 行 政 部 門	議 会	4	3	△1	事務の見直しによる減
	総務企画	47	47		
	税 務	18	17	△1	事務の見直しによる減
	民 生	73	74	1	業務増による増員
	衛 生	17	14	△3	事務の見直しによる減
	労 働	2	2		
	農林水産	15	15		
	商 工	7	7		
	土 木	29	30	1	業務増による増員
小 計	212	209	△3		
特 別 政 門	教 育	64	64		
	小 計	64	64		
普 通 会 計 計	276	273	△3		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	13	13		
	下 水 道	17	15	△2	事務の見直しによる減
	そ の 他	14	16	2	業務増による増員
	小 計	44	44		
合 計	320	317	△3		

(注)職員数は一般職に属する職員数で教育長も含まれます。

小学校の始まり (三)

「学制」により、学校教育が始まったが、子守役などの補助的労働力を学校にとられることになるし、教材教具代はもちろん授業料まで納めなければならなかったので、学校は忌避されがちで、就学率も容易には向上しなかった。

七谷地域は、旧村松藩領という関係で、中島村(旧村松町)に本校を置く村松地域と一緒の学区とされ、明治七年(一八七四)に黒水の賢聖寺と高柳の善興寺に分校が置かれた。しかし、山間部で児童の通学や本校との行き来に不便だと

して、独立学区・本校誘致を目指し、七谷十一カ村で六千円余の多額の学校資本金を積み立てるなどの多大な努力をした。明治十五年にこれが認められ、黒水に本校を置き、ほかに、遠隔地四カ所(土倉・大谷・高柳・宮寄上)に派出教場を設置した。同校に招聘

された訓導(校長職)は、他地域から侮られることのないよう学校の隆盛を図り、住民に幸福を与えようという熱意の現れだと評している。十六年二月、この黒水校の生徒二十七人が、成績優秀として県庁から表彰された。これを報じた『新潟新聞』は「同村の進歩実に驚くべき」と書いている。

新発田藩領鶴森組だった須田地区は、同組の村々で小学校区を構成し、鶴森に本校、大島新田(三条市)と庄瀬村(旧白根市)に分校を置いていた。同学区では明治九年五月、

加茂の風土記

額(ご)の学校資本金を積み立てるなどの多大な努力をした。明治十五年にこれが認められ、黒水に本校を置き、ほかに、遠隔地四カ所(土倉・大谷・高柳・宮寄上)に派出教場を設置した。同校に招聘



黒水の賢聖寺



下高柳の善興寺

- ① 四人の学校世話掛が交代で毎日学校に詰める
 - ② 貧困で書籍を購入できない者には給与する
 - ③ 昼間通えない児童は放課後教師の自宅で別途学べるようにする
- ほかにも、天神林分校の学区山島新田が、明治十六年に、風雪吹きすさぶ信濃川堤防上を児童が通学するのは危険だとして、捧字一郎家を借りて冬季分校を設置したいと願ひ出た記録がある。
- 学校の設置・維持は重い負担であったが、その一方で、子どもたちの教育に熱心だったことも知られる。

(溝口敏磨)

社会福祉費寄付金

- ▼茂野鉦治さん(故・茂野良七さんのご遺族・上黒水)から 五千元
- ▼茂野キエさん(黒水南)から五千元
- ▼社会福祉事業費として
- ▼小林芳樹さん(本町)から 十万円
- ▼加茂テモテ・ルーテル幼稚園から 二万三千五百四十八円
- ▼七谷かあちゃん市から 三万五千元
- ▼本量寺寒行会から 十六万九百五十一円
- ▼須田婦人会・JA南蒲女性会・須田小地区更生保護女性会から 一万五千四十一円
- ▼福祉事務所へ
- ▼佐藤弘昭さん(柳町二)から 介護用品一式
- ▼防犯活動へ
- ▼株式会社フオーワテックから 防犯ベル三百個

人口のうごき	
2月1日現在	
世帯	10,004 (-6)
人口	32,067 (-30)
男	15,505 (-21)
女	16,562 (-9)
()内は前月比	
(1月異動分)	
出生	12 (男7女5)
死亡	32 (男18女14)
転出	48
転入	38